5月12日は民生委員・児童委員の日

~ 民生委員制度は創設100周年を迎えます~

大正6年5月12日、現在の民生委員制度の基となる「済世顧問制度」が発足しました。この創設日を記念し、全国の民生委員・児童委員が社会福祉の増進へ決意を新たにする日として、昭和52年に「民生委員・児童委員の日」が制定されました。そして平成29年に、民生委員制度は創設100周年を迎えます。

民生委員・児童委員とは?

住民の立場にたって まちの福祉を担うボラン ティアです

民生委員・児童委員は、法律により厚生 労働大臣から委嘱された無報酬のボラン ティアです。全国共通の制度として、全 国どこのまちでも活動しています(全国 で約23万人)。

ご近所の気になることもご相談ください

ご近所で「毎晩、怒鳴り声と子どもの泣き声がするけど虐待かもしれない」、「〇〇さんの姿を見かけないけど大丈夫かな」と感じたら、民生委員・児童委員に相談してください。身近な方が民生委員・児童委員に連絡することで、早期対応が可能になります。

安心してご相談ください

「プライバシーが侵害される」、「かまって ほしくない」と訪問を断る方もいらっしゃ います。民生委員・児童委員には法によ る守秘義務があります。相談内容が他の 人に伝わることはありません。安心して 相談してください。

こんな活動をしています

担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配ごとや困りごと、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。そしてその課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」になります。

また、地域の見守り役として、定期的 な訪問などを通じて、高齢者や障がい者 世帯、子どもたちの見守りをおこなって います。

※問合せ先 民生児童委員協議会事務局 健康福祉課 社会福祉係(☎ 92-7964)